

平成24年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月21日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月21日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	14番	大原龍彦		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税 務 課 長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安 心 安 全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 保 險 医 療 課 長	上田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐藤 一夫
		子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦	健 康 推 進 課 長	能島 頼子
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西川 和彦
		ま ち づ く り 推 進 課 長	志治 正弘		
	会 計 管 理 室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	小酒井敏之		
	上 下 水 道 部	次 長	絹川 靖夫	下 水 道 課 長	加藤 和己
		水 道 課 長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	鈴木 卓夫	総 務 課 長 兼 予 防 長 課	伊藤 啓二
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 智久
		生 涯 学 習 課 長	川合 保		

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 追悼演説
- 日程第2 議案第10号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第13号 蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第5 議案第14号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第16号 蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第26号 蟹江町立福祉給食センター設置条例及び蟹江町児童厚生施設設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第12号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 蟹江町下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正について
- 日程第10 議案第1号 平成23年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第2号 平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第3号 平成23年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第4号 平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第5号 平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第6号 平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第7号 平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第8号 平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第17号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第19 議案第18号 平成24年度蟹江町一般会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成24年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成24年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第27 発議第1号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書の提出について
- 日程第28 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集をいただきました。まことにありがとうございます。

本日は、平成24年第1回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

お手元に、総務民生常任委員会に配付をされました議案第14号及び議案第16号の資料が防災建設常任委員に、防災建設常任委員会に配付されました漏水調査委託報告書が総務民生常任委員に、また議案第18号に関する資料及び発議第1号の意見書が全員に配付されております。

なお、平成23年第3回臨時議会、第4回定例会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 黒川勝好君

日程第1 「追悼演説」を行います。

去る3月7日に現職でお亡くなりになりました猪俣二郎君に対して敬意を表するため、追悼演説の申し出がございましたので、これを許可いたします。

大原龍彦君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○14番 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

14番 大原です。

議長のお許しをいただきましたので、去る3月7日に逝去されました町会議員 猪俣二郎君の急逝を悼み、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

本日ここに平成24年第1回蟹江町議会定例会の閉会を迎えることになりました。この議場に、あなたの姿を見ることはなく、議員一同、改めて悲しみと寂しさがあふれ、胸が詰まる思いです。

昨年の12月議会では、体調を崩され、心配しておりましたところ、ことし1月13日から入院されることとなりました。日ごろご壮健でありましたので、必ず全快され、この議場に戻ってこられることを信じておりました。しかし、横江町長初め、我ら議員一同の願いもむなしく、ご家族の手厚い看護のかいなく、3月7日午後6時20分、71歳の生涯を閉じられました。突然の訃報に、何か間違いであってほしいと強く疑念を持たざるを得ませんでした。今はもう、あなたの温容に再び接することができないことは非常に残念であります。

猪俣君、あなたは猪さんの愛称で多くの人から親しまれてまいりました。猪さんは明朗闊

達で衆望厚く、常にリーダーとして周囲の者を引っ張っていく指導力にすぐれておりました。卓越した経営手腕と指導力など、すぐれた資質は高い人望と相まって、地域住民はもとより、広く町民の支持を得るところとなり、平成7年4月に行われました町議会議員選挙において見事当選され、連続5期当選され、16年11カ月、町政の発展に貢献されました。

清新クラブの会長として会派を引っ張り、また広い交遊と政治的手腕は衆目が一致して認めるところであり、議会議長、副議長、町監査委員、議会運営委員など、数多くの要職を歴任されました。このような幾多の功績は、必ずや長く後世に語り継がれるものと信じております。

猪さん、まだまだやりたいことはたくさんあったでしょう。議会人として志半ばの急逝、さぞかし心残りであったことでしょう。議員一同、あなたを失ったことは大変寂しいことですが、あなたの持ち前の朗らかさとさわやかさ、またいつも周りの人たちに優しい心遣いをしてくれたことを決して忘れません。ありがとう。

今は亡き猪俣二郎議員のみたまにご冥福を心からお祈り申し上げ、ご遺族の皆様の前途に限りないご加護を賜りますよう念じますとともに、我ら議員一同、引き続き議会と町政発展のために全力を挙げることをお誓い申し上げます。

猪さん、17年間、同じ会派でともにし、隣の議席でのあなたの姿をもう見ることはできません。いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

猪さん、議員活動、大変ご苦労さまでございました。どうかゆっくりと安らかにお眠りくださいと申し上げ、追悼の言葉といたします。

平成24年3月21日。

蟹江町議会議員 大原龍彦。

(14番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

どうもありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

日程第2 議案第10号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」

日程第3 議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第13号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」

日程第5 議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」

日程第6 議案第16号「蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例の廃止について」

日程第7 議案第26号「蟹江町立福祉給食センター設置条例及び蟹江町児童厚生施設設置条例の一部改正について」

本6案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 高阪康彦君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○総務民生常任委員長 高阪康彦君

総務民生常任委員会に付託されました6案件につきまして、去る3月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第10号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、シルバー人材センターの仕事の割り振りは不公平感があるのではないかという内容の質疑がありました。

これに対し、内容関係についても調整しているが、皆さんのご意見をきちんとシルバー人材センターへ伝え、指導したいという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」を議題といたしましたところ、スポーツ基本法が改正されたことにより、今後スポーツ推進委員に変更となるが、役割はどのように変わるのか。また、地区スポーツ推進員の名称はどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、ネーミングが変更されるのみで、役割についてはスポーツの推進・振興、生涯学習課の事業にも協力をいただいております、何ら変わらない。地区スポーツ推進員の名称が紛らわしいので、地区スポーツ協力員に変更するという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題としたところ、1番目に、廃止条例だが、蟹江町に町民プールがなくなるのではないかと内容の質疑がありました。

これに対し、町民プールをなくすわけではない。賃貸借契約が新たに結ばなくなり、第2条の設置場所をなくすため廃止条例を上程したという内容の答弁がありました。

2番目に、町民プールの代替案として、小・中学校のプールは利用できないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、小・中学校のプールは使用可能だが、7月に水泳指導などがある。また、監視員やセキュリティー、ロッカーなどの問題もあり、難しい。しかし、これも一つの視野に

入れながら検討したいという内容の答弁がありました。

3番目に、町民プールの賃貸借契約について問題はなかったのかという内容の質疑がありました。

これに対して、6月から8月の単年度契約であり、契約については問題なかったという内容の答弁がありました。

4番目に、廃止条例をこの時期に出さなくても、代替案をもう少し模索してからでも遅くはないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、24年度の予算計上がなされておらず、条例の整合性に対して疑問である。よって、条例整備のために、この時期に廃止条例を提案したという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切ったところ、委員から再度、趣旨・目的に沿った案を模索してもらうため、閉会中の継続審査としたい動議の発言がありました。動議に対し、採決を求めたところ、全員賛成で議案第16号については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」を議題としたところ、1番目に、中学生の入院件数、それに係る経費、歳出はどれぐらいかという内容の質疑がありました。

これに対し、中学生の入院は、月2件で、年間180万円ほどの経費を支出しているという内容の答弁がありました。

2番目に、今回の改正により通院を入れたことによる予算はどれぐらいかという内容の質疑がありました。

これに対し、7月からの施行であり、7カ月分として審査支払手数料も含め2,000万円ぐらいが医療費として拡大するという内容の答弁がありました。

3番目に、海部地区で中学校まで拡大されていないところはどこがあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、拡大されていないのは、あま市、愛西市の2市であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第13号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題としたところ、1番目に、値上げは町民に大きな負担がかかる。高齢者に対してどういう施策を考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、平成23年度から地域包括センターを2カ所にふやし、介護予防事業として、お元気度チェックの結果に対する追跡調査を行い、高齢者の健康状態の把握に努力しているという内容の答弁がありました。

2番目に、お元気度チェックの回収率はどれぐらいかという内容の質疑がありました。

これに対し、回収率については、データを持っていないが、未回収であった280名ほどの追跡調査を行い、その中で50名が二次予防事業が必要であると把握できたという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第14号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「蟹江町立福祉給食センター設置条例及び蟹江町児童厚生施設設置条例の一部改正について」を議題としたところ、1番目に、保育所の子供たちの給食と小・中学校の給食を同じところで調理するのに問題はないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、合同で始めたときは少々問題もあったが、現在は、保育所の栄養士、調理員が保育所の園児に配慮し、細かく食べやすいように手を加えて調理を行っているという内容の答弁がありました。

2番目に、小・中学校給食と保育所給食を一緒にしたことで、給食の時間が違うが、配送時間に問題はないか。また、味つけは問題ないかという内容の質疑がありました。

これに対し、今のところ、2台で給食の配送をしているので、時間的な問題はない。また、味つけは、保育所の栄養士、調理員が常に園児の口に合うよう配慮しながら調理しているという内容の答弁がありました。

3番目に、蟹江児童館が宝から城へ移転するが、移転後の建物の管理運営はどうなるのか。名称はどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、4月2日から蟹江児童館は移転するが、春休みが終わるまで学童保育を引き続き行う。施設の管理監督権は町にあるが、今後どう活用、運用していくかは模索の段階である。管理運営は、民生部子育て推進課で管理していく予定である。名称については、まだ検討中であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第26号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告をさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第10号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決をされました。

日程第3 議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号「蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例の廃止について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

お諮りいたします。

本案は委員長の申し出のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第7 議案第26号「蟹江町立福祉給食センター設置条例及び蟹江町児童厚生施設設置条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第8 議案第12号「蟹江町手数料条例の一部改正について」

日程第9 議案第15号「蟹江町下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正について」

本2案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○防災建設常任委員長 奥田信宏君

防災建設常任委員会に付託をされました2案件につきまして、去る3月6日に委員会を開催をし、委員5名出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

また、付託案件の審査終了後、所管事務調査を行い、漏水調査委託業務報告書について説明を受けましたので、それについてもご報告を申し上げます。

まず初めに、議案第12号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたしました。

次に、審査に入ったところ、特定屋外タンク貯蔵所は町内にどれぐらいあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、特定屋外タンク貯蔵所というのは、容量が1,000キロリットル以上のタンクであり、町内には1基もないという趣旨の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第12号は全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「蟹江町下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正について」を議題といたしました。

次に、審査に入ったところ、許可区域を計画区域に変更した理由は何かという質疑がありました。

これに対し、下水道法第4条の改正により、「事業計画を定め国土交通大臣の認可を受けなければならない」が「事業計画を定めなければならない」に変更をされたことに伴う改正である。そのため、公共下水道事業計画の同意が不要になり、協議または届け出のみで済むこととなったという趣旨の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第15号は全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上で付託案件の審査は終了いたしました。

続きまして、平成23年9月定例会での「少量使用者の水道料・下水道使用料の基本料金の

値下げを求める陳情書について」の所管事務調査の報告の中で、漏水対策として漏水調査を町内一円で実施し、その調査結果が出た時点で本委員会に報告をしていただくことになっておりました。その調査結果が出てきましたので、提出をされました漏水調査委託業務報告書に沿い、担当者から説明をしていただきました。また、調査により発見された官地内の漏水箇所はすべて直し、民地内は一部直し、残りの箇所はこれから直していくという報告もありました。

質疑に入ったところ、修理をした結果、有収率はどれくらい上がったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、約3%上がり、有収率は93%程度になった。また、年間では400万の節約になるという趣旨の答弁がありました。

次に、この調査にかかった費用は幾らかという内容の質疑がありました。

これに対し、650万円であるという答弁がありました。

他に質疑がありましたが、質疑を打ち切り、委員会を終了をいたしました。

報告書が総務民生常任委員にもお配りをしてありますので、お目通しをください。

以上、ご報告を申し上げます。

(12番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第8 議案第12号「蟹江町手数料条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号「蟹江町下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決をされました。

○議長 黒川勝好君

日程第10 議案第1号「平成23年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

23ページの雑入のところで1点お伺いをいたしますが、この総務費雑入の中で、広告の掲載料等の収入ということで、少しここで減額というようなことになっております。横江町長になってからだと思いますが、広告をすることによって、少し町のほうの収入も伸ばしていきたいというような意図があって、広告をいろんなところに掲載するような方向になったと思うんですけども、これが比較的収入的には思ったより上がっていないのではないかなというふうに思うんですが、その辺はどういう事業というか、やり方をして、どのような収益になっているのかということをお伺いしたいと思います。

そして、問題は、当初思っていたよりもこれは上がってきていないのではないかと、むしろその手間暇のほうがかかって、収入としてどうなんだろうかというようなことがありますので、その辺のまず実態をお伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目ですが、歳出の61ページですが、民間の木造住宅の耐震診断ということで、これは従来やっていたものです。一時、なかなかその診断をする人の数が減ったりしたこともあったんですが、昨年あのような災害がありまして、耐震に関する町民の関心はどうなんだろうかなというふうに考えるわけですが、この辺のところで民間の木造住宅の耐震の診断について大きな変化があったのか、またどうなのかというようなことについてお伺いしたいと思います。

それから、3点目ですが、75ページですけれども、図書館の管理費というところでお伺いしますが、ずっと以前ですが、本が紛失したり、持っていかれちゃったりというようなこと

で、かなり問題のある時期があったと思うんですが、その後、盗難の防止ということでいろいろつけたり、出入りにセンサーとかのことも設置いたしまして、そういうことを予防していくということが取り入れられましたので、結果、現在そのことについてどういう状況であるのか、全く心配ないようになったのか、以前のように、かなりの数が紛失するというようなことの実情があるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

バナー広告の件について、私のほうからご説明申し上げます。

バナー広告で一番多く取り入れておりますのは、ホームページ関係のことが一番多いかなと思っています。ホームページの一番トップページのところに、民間企業さんのバナー広告という格好で、何件かという格好になっています。バナー広告自体も、実は平成22年度の予算のときには、私どものほうでは35万円という予算を立てておりましたが、この23年度で実は45万円という、ちょっとアップした状況の予算を立てさせていただきました。これも、何とかホームページ上でたくさん民間企業のほうからバナー広告が応募があるだろうという、そういう予想をもとに予算を立てさせていただきましたが、結果的に、今回ありますように減額マイナス7万円というふうになっていますので、そこまでちょっと至らずに、22年度並みのバナー広告のあれになってしまったという、そういう内容でございます。

ですが、今回、24年度の話になってしまいますが、ホームページも一新させていただいて、バナー広告も、ちょうど今まではバナー広告はホームページの一番下のところに出ておりましたけれども、比較的正面の右側ぐらいのところの大きなちょっと枠を設けましたものですから、そういうところで枠的に金額が、例えば今まで年間5万円のものが10万円の大きな枠でとらえさせていただいて、それが2件、既にこれはもう応募の手が挙がっておりますし、下の従来のようなバナー広告の欄も設けてあります。それらについても、申し込みの数は結構来ておりますので、そういうことからすると、ことしの24年度のバナー広告料については23年度よりもはるかにちょっと上回るかなと、そんな予想はしている状況であります。ただ、23年度についてはそういうことで、22年度より若干多目の予算を立てましたけれども、そこまでちょっと至らなかったという、そういう内容でございます。

以上です。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

耐震の関係についてちょっとお答えをさせていただきますが、昨年3月11日の大震災以降、正直申し上げまして、民間の耐震改修に関する住民の皆さんの意識というのはさほど大きな変化はないというふうにとらえております。やはり今回、津波に対する意識がかなり国民、日本じゅうの皆さんの意識が変わったのかなというふうに思っております。ただ、もともと民間木造住宅の改修を強化しようというのは、これ阪神大震災のときの建物倒壊による死者の、多くの方がお亡くなりになったということがやはり教訓として残っておりますので、

やっぱり引き続き民間木造耐震改修については推進をしていかなければいけない事業だというふうに思っております。

以上でございます。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

図書館での本の盗難ということでございますが、盗難については、今のところ聞いておりませんし、ないように思っております。

ただ、お伺いになりました紛失というのはございますので、紛失された場合については現物でお返しいただくか、もしくは本等がないようなケースにつきましては代金でもって清算をさせていただいているところでございます。

以上です。

○7番 中村英子君

そうしますと、広告についてはホームページがほとんどであると。それで、ホームページも本当にリニューアルして、かなりよくなって、すばらしくなってきましたよね、以前に比べると、もう本当に数段の進歩があるというふうに思うんですけれども。そうしますと、ホームページのこの1枠の中に、1年契約だと思えるんですけれども、1年契約で5万円が基本で、ホームページの1カ所ということになるんですかね。それだから、スペースにも限りというのがあると思うんですけれども、最大でこれどれぐらいのものが可能になるんですか。

それで、収入としては、大した額じゃないという言い方は申しわけないんですけども、この募集もどう募集の仕方なのか。こういうことをやっていますので、希望があったらやってくださいというような、そういう感じだけなのか。少し弱いんじゃないかなという感じもしないでもないものですから、よそも大体似たような感じのところもありますけれども、蟹江町で広告を出したということがその企業のプラスになるかどうかということは、その企業が考えることだもんですから、どういうふうに魅力づくりをしていくかということになると思うんですけれども、もう少しこの取り組みの仕方がすれば効果が上がることなのか。大体こんな程度のこと、広告収入というのは大体こんな程度のことなのか。私は、もうちょっといろんなことで広告の範囲を広げて収入が伸びるんじゃないかなというふうに思っておりましたが、案外と少ない数字だもんですから、その辺のところをどういうふうに考えているのかということでお伺いしておきます。

それから、耐震につきましては、じゃ余り3.11以降はそれほどの変化はなかったんですね、町民のほうは。津波の恐ろしさのほうが大きかったということで、津波に対しては個人で本当にどうすることもちょっとできない部分もありますので、ただ、もう少し、本町なんか非常に木造の密集しているところが多いもんですから、やっぱり引き続き、課長が言うように、これを進めていただきたいと思います。

それから、図書館のことなんです、以前そういうことで問題になりましたけれども、じ

や現在は、さまざまな対策をしましたので、ほとんどその対策の効果があって、そういうことはなくなったというような解釈でよろしいのかなと思いますので、これについても、その対策の効果があって、現在はもうほとんどないというような理解でいいのかどうかということで、再度確認をしたいと思います。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

バナー広告については、先ほど言いましたように、大きな枠のところについては2枠です。2枠で、1枠が10万円という格好になっていますので……

(「1枠10万円」の声あり)

10万円です。ですから、そこが埋まりますと20万円になりますし、それは既にもう応募は手が挙がっておりますので、確実にそれはなります。それから、下の部分のところは全枠で14枠ありますので、それが基本的に1枠が5万円という格好になっておりますから、それが皆埋まるとなると、14掛ける5万円という格好になりますので70万ですか、そういう格好になってくるかと思えます。

(「じゃ100万ぐらいにはなる」の声あり)

はい。多分そういう格好で、今回、ことしについてはいけるのかなというふうに思っておりますが。

(「わかりました」の声あり)

○町長 横江淳一君

中村議員のバナー広告の件について、実はそれだけではなくて、実際ホームページの更新についていろいろスタッフと話をしましたところ、やはり業者としてホームページを作成するとき、一番右上の一番見やすいところにバナー広告をやったらどうだという提案をいただいて、それもそのはず、一番下ではちょっと見にくいということで、蟹江町の情報発信力がどれだけあるかはちょっとわかりません。しかしながら、非常に見やすいホームページになっておりますし、各部署で即時に情報がアップできますので、それは非常に便利だなということもありまして、実は非常に好評をいただいております。

バナー広告だけではなくて、今年度もちょっとトライをさせていただきましたが、お散歩バスに広告ができないかということも実はいろいろなところにお話をさせてもらっていますが、まだちょっと、すみません、実現はできておりません。ただ、この4月からお散歩バスのルートを若干、日曜日ですけれども、見直させていただいて、蟹江町外周ということを一度試行的にやらせていただきます。蟹江町にはショッピングセンターがたくさんできましたので、そのショッピングセンターの広告が、もしもですよ、バス停にできればということで、担当者に対してちょっと打診をしていただけないか、企業に対して。バス停にそういうコマース的なものを入れていただけると、年間幾らということ。歩道橋まではということは考えてはおりませんが、できるところからできるだけ歳入がちょっとでも入りやすいように

ということで、今そのトライを来年度からスタートさせていただきます。

どれぐらいの目標だと言われると、ちょっとまだ持っておりませんが、少なくともガソリンをたいて走っておりますので、その走る広告塔という意味で、お散歩バス、それからバス停、この部分についてはトライできないかなということでやらせていただいておりますので、また注目していただけるとありがたいと思います。

以上です。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

図書館の図書盗難につきましては、議員がお考えのように、図書館のほうの職員のほうも、今、機械、装置いろいろとそろえてございますので、激減しているというふうにお考えいただいて結構かと思えます。

以上です。

○議長 黒川勝好君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第11 議案第2号「平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第12 議案第3号「平成23年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第13 議案第4号「平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第14 議案第5号「平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第15 議案第6号「平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第16 議案第7号「平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第17 議案第8号「平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第18 議案第17号「愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第19 議案第18号「平成24年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、反対討論の発言を許可をいたします。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第20 議案第19号「平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、原案に反対の意見を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第21 議案第20号「平成24年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第22 議案第21号「平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第23 議案第22号「平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第24 議案第23号「平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第25 議案第24号「平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第26 議案第25号「平成24年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第27 発議第1号「「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○6番 伊藤俊一君

6番 伊藤俊一でございます。

発議第1号「「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年3月21日提出。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

賛成者、蟹江町議会議員、高阪康彦、同、松本正美、同、菊地久、同、中村英子、同、奥田信宏であります。

本文の朗読をもって提案とさせていただきます。

「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書(案)。

平成24年4月に介護報酬の改定が予定されており、厚生労働省介護保険部会で審議がされているところである。

超高齢化社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、その待遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度、麻生内閣によって創設された「介護職員待遇改善交付金事業」は、平成23年度末で終了することとなっている。

来年度の介護報酬改定にあたり、この「介護職員待遇改善交付金事業」を継続するのか、処遇改善に相当するものを介護報酬に組み込むのかが大きな焦点とされている。

こうした状況において、次の2つの理由から、現在の「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める。

第一に、介護報酬の中に組み込めば、介護報酬の約2%に相当するといわれ、当然、介護保険料の引き上げ、利用料の増大に結びつく。

第二に、介護職員の待遇改善は、いまだ改善された状況になく、離職者が依然として高い状況が続いており、事業者は介護職員の確保に苦慮している。

なお、介護報酬に組み込んだ場合、職員の処遇改善に結びつく保障がなくなり、看護報酬のアップ分を処遇改善に充てるか否かは事業者の判断次第ということになってしまう。

以上の趣旨から、国及び政府におかれては、「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続するため尽力していただくことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上、提案させていただきます。よろしく願いいたします。

(6番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第28 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

お諮りいたします。

本定例会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

以上で平成24年第1回蟹江町議会定例会を閉会をいたします。

ありがとうございました。

(午前10時03分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

黒川勝好

蟹江町議会副議長

吉田正昭

14番議員

大原龍彦

1番議員

松本正美